

沿岸広域振興局長告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年6月16日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 大船渡綾里三陸線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市三陸町越喜来字肥の田97番2地先から字所通44番2地先まで	新	A 22.7~5.8 m	m 914.2
大船渡市三陸町越喜来字肥の田97番2地先から字所通44番2地先まで		B 37.1~11.2	886.6
大船渡市三陸町越喜来字沖田54番3地先内		C 7.5~7.5	39.6
大船渡市三陸町越喜来字沖田52番15地先から52番1地先まで		D 33.3~14.3	76.2
大船渡市三陸町越喜来字肥の田97番2地先から字所通44番2地先まで	旧	A 22.7~5.8	914.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 平成29年6月16日から同年7月18日まで